平成２１年（フ）第９５３７号
大阪府高槻市登町18番Ｂ８―305号
債務者　宮下　英文
1　決定年月日時　平成21年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９５８７号
大阪府高槻市富田町２丁目20番11号
債務者　清田　益美
1　決定年月日時　平成21年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９６１７号
大阪市生野区巽中３丁目９番14号　ライラック北巽405、住民票上の住所大阪市生野区小路東４丁目５番16―205号
債務者　杉山　正弘
1　決定年月日時　平成21年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９６１９号
大阪府門真市寿町20番26号
債務者　山田　隆之
1　決定年月日時　平成21年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９６２１号
大阪府門真市桑才新町27番16号
債務者　山口　壽子
1　決定年月日時　平成21年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９６２２号
大阪市住之江区御崎１丁目６番８号　シャルム山坂201、住民票上の住所大阪市住之江区浜口東３丁目３番16号
債務者　伊藤　和彦
1　決定年月日時　平成21年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９６４８号
大阪市住之江区北加賀屋２丁目12番23号　北加賀屋マンション２Ｆ
債務者　松野　玉美（旧姓吉田）
1　決定年月日時　平成21年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９６５５号
大阪市住之江区新北島４丁目２番３―202号
債務者　亀井　瑞恵
1　決定年月日時　平成21年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９６５９号
大阪府大東市泉町２丁目12番５号　グランビュー泉町401号
債務者　山根　　昇
1　決定年月日時　平成21年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（フ）第１８９号
兵庫県加東市山国2004番地259
債務者　森脇　　馨
1　決定年月日時　平成21年12月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月５日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２１年（フ）第１１６号
兵庫県加東市松沢755―315、住民票上の住所兵庫県加東市喜田１丁目１番地15
債務者　切通　勝正（旧姓大江）
1　決定年月日時　平成21年12月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月５日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２１年（フ）第７５号
鹿児島県指宿市湯の浜１丁目13番８号あかし荘103
債務者　湯之上廣志
1　決定年月日時　平成21年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月５日まで
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２１年（フ）第７６号
鹿児島県指宿市開聞十町2499番地３
債務者　永井　淳子
1　決定年月日時　平成21年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月５日まで
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２１年（フ）第７７号
鹿児島県南九州市頴娃町上別府6036番地３
債務者　木下知枝子
1　決定年月日時　平成21年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月５日まで
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２１年（フ）第２８２号
青森県八戸市大字新井田字石動木６番地11、前住所青森県八戸市白銀台３丁目12番地１市営住宅５―２―３
債務者　奥谷　貴子
1　決定年月日時　平成21年12月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２１年（フ）第３１６号
青森県八戸市下長２丁目17番２号　コーポサンライズ103号、前住所青森県八戸市高州２丁目３番19号
債務者　大村　正明
1　決定年月日時　平成21年12月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２１年（フ）第３２０号
青森県八戸市大字糠塚字前谷地５番地７、前住所青森県八戸市大字白銀町字大沢頭26番地５
債務者　小川麻由加
1　決定年月日時　平成21年12月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係